

スーザン・マン著（小濱正子、リンダ・グループ監譯、

秋山洋子、板橋曉子、大橋史恵譯）

性からよむ中國史

——男女隔離・纏足・同性愛——

高 嶋 航

本書はカリフォルニア大学デビス校のスーザン・マン名誉教授が長年にわたる研究でえられた知見と、英語圏の最新の研究成果を踏まえて執筆した中國ジェンダー史の著作 *Gender and Sexuality in Modern Chinese History* (Cambridge University Press, 2011) を、小濱正子らの中國ジェンダー史共同研究の翻譯グループが翻譯したものである。まず、本書の構成を示しておく。

はじめに 性に歴史はあるのか

序章 〈閨秀〉と〈光棍〉

第一部 ジェンダー、セクシュアリティ、國家

第一章 家族と國家——女性隔離

第二章 女性の人身賣買と獨身男性問題

第三章 政治と法のなかのセクシュアリティとジェンダー関係

第二部 ジェンダー、セクシュアリティ、身體

第四章 醫學・藝術・スポーツのなかの身體

第五章 裝飾され、誇示され、隠蔽され、變形された身體

第六章 放棄される身體——女性の自殺と女兒殺し

第三部 ジェンダー、セクシュアリティ、他者

第七章 同性関係とトランスジェンダー

第八章 創作のなかのセクシュアリティ

第九章 セクシュアリティと他者

終章 ジェンダー、セクシュアリティ、公民法性

本書の冒頭は「性に歴史はあるのか」という問いかけから始まる。もちろんそれは存在するわけだが、資料的な問題から性の歴史研究はひじょうに難しいことが示唆される。性の歴史を裏づけるのは「してはならないこと」を記す文書である。資料の裏側、さらには資料が語らないことに注意を向けない限り、性の歴史に迫ることはできないのだ。

本書は一九世紀から二〇世紀の性の歴史に焦点を當てる。その間、「男」と「女」のカテゴリーの意味（男性性と女性性と置き換えられよう）が變化したにもかかわらず、「男／女」「夫／妻」といった語彙にひそむ異性愛規範の慣習や父系血統によって繼承される家族制度は一貫していた。このパラドクスを説きあかすのが本書の核心である。

本書は三部で構成され、ジェンダーやセクシュアリティと國家

(第一部：第一章～第三章)、身體(第二部：第四章～第六章)、他者(第三部：第七章～第九章)との關係を問う。いずれにおいても明清の傳統文化が五・四新文化運動で變化を引き起こし、共產主義革命を経て毛澤東時代とボスト毛澤東時代でラディカルに変わっていったこと、にもかかわらず、異性愛規範と家族制度に大きな變化がないことが示される。

序章では一九世紀のセックス／ジェンダー・システムが女性を隔離することによって構築されていたことを、閨秀(箱入り娘)と光棍(獨身男性)の對比から説明する。明清の王朝は家族を政治的・社會的秩序の基盤とみなし、その安定を圖るため、忠節を中核とする道徳を稱揚した。女性に對してそれは隔離という形式をとった。家族から排除された光棍は、社會の安定にとっても、女性の貞節にとっても脅威となった。

第一章では、まず古代の陰陽思想から相互補完的かつ階層的な中國のジェンダー關係の特徴を説明する。ジェンダー秩序は社會秩序の基盤であったから、性的情熱はそのような秩序にとつての脅威となった。そのため、國家はもとより、宗族のような父系親族組織が女性のセクシュアリティに強い關心を寄せた。女性に對する規制は、「お題目のようなもの」でもあったが、女性たちの多くはそれを内面化していった。二〇世紀になり、女性が實際に家の外に出て行くようになって、明清期のセックス／ジェンダー・システムが破綻し、新しいセックス／ジェンダーをめぐって「婦女問題」が議論される。

第二章は社會の混亂とジェンダー／セクシュアリティの關係を論じる。社會の混亂はジェンダー化して表出した。女性を隔離し

た境界が取り除かれると、女性は女兒殺し、強姦、人身賣買の對象となった。二〇世紀になっても、強姦の恐怖が女性の腦裏から消えることはなかった。男女平等を唱えた共產黨も、結局は異性愛を基準とする家族制度を秩序の根底にすえ、男性優位の構造を温存した。その矛盾が一人っ子政策のもとで噴出し、性比の不均衡は社會秩序を脅かしている。

第三章では、まず清朝がどの王朝にもまして家族制度の補強、擴張、法的強化に熱心だったこと、禁壓的な法的措置と奨勵的で規範的な貨幣報酬を組み合わせることでそれを遂行したことを確認する。南京政府によって公布された民法は一夫一婦制を確立し、離婚を認定するなどリベラルな面もあったが、法的權利を行使できる女性に限られていた。一九五〇年に婚姻法が制定され、一九八〇年に改正が實施されるが、それらは女性の權利を守るといよりは家族制度を維持するためのものであった。

第四章は、中國の傳統的な身體觀で性欲は(西洋社會がそれを罪とみなしたのに對して)自然なものとみなされ、男性の健全な欲求こそがセックス／ジェンダー・システムの基盤となっていたと主張する。二〇世紀になると西洋から性別で二元化された身體モデルが紹介され、傳統的な男女を「相補的で可變的な兩極」とみる身體觀に取って代わった。セクシュアリティは科學によって説明されるようになるが、女性の身體を生殖と結びつけるという點は變わらなかった。

第五章は、中國では裝飾されない身體は意味がなく、裝飾や振る舞いが文明と社會階層を示す役割を果たしていたこと、人間の價值は遂行的に理解され、個々人は環境に應じて振る舞い、装う

ことが期待されていたこと、役割演技の習慣が、二〇世紀の改革と革命にあたつて、中國の女性と男性が新しい役割に對應する文化的土臺となつたことを論じる。

第六章は、女性の死の問題を取り上げる。「名譽を守るための務め」を内面化した明清期の女性は夫の死によつて道德と現實の板挟みにあつたとき、しばしば自殺を選び、夫への「義」を果たした。二〇世紀になると、自殺は道義心の表れとして稱賛され理想化されることはなくなり、絶望や抗議の表明となつた。とくに親の決める結婚は、多くの女性にとつて受け入れがたい條件となつていった。中國の女性の自殺率は世界的に見ても高いまま推移している。その背後にあるのは「權力、ジェンダー、そして私たちの聲の盗用」の問題である。

第七章は、中國では男性同士の性關係は愛情というより階層的なもので、挿入する者と挿入される者の間に明確な權力關係があつたと述べる。一方、女性の同性關係は一部の地域で慣習として存在したものの、一般に社會的な意味をもたず、注目されることはなかつた。明清期の中國文化には同性愛嫌惡はほとんど見られない。二〇世紀には西洋的な同性愛觀が中國に影響を及ぼし、同性愛は病理化されていく。共產黨は同性愛を犯罪として規定し、異性愛結婚に基づく家族制度を堅持した。現在は中國にも同性愛者のコミュニティが形成されているが、多くのゲイ男性は、中國の傳統的家庭觀と向き合い、女性と結婚して子供をつくるという義務感を持っている。

第八章は、文學とセクシュアリティの關係の變遷をたどる。白話小説や戯曲には性的欲望や性的關係が色情的、官能的表現で描

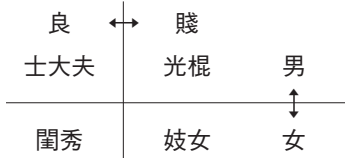
寫されていた。「文字の獄」はこのような創作空間を奪い去り、男女の交情は感情的、理知的な表現に置き換えられていく。二〇世紀になると、多様なセクシュアリティが追求されるが、戦争と毛澤東の時代には性的表現は抑壓される。文革後には女性のセクシュアリティを赤裸裸に描いた作品が登場する一方、文革期のジェンダー平等主義的な男性性への反發から「男子漢」のような傳統的男性性への回歸も見られる。

第九章は、異文化間の接觸におけるジェンダーとセクシュアリティの役割を論じる。優位な文化が劣位な文化を他者化し文明化の對象とすることは、西洋列強と植民地の間だけでなく、「内なる植民地主義」を推進した清朝と少数民族の間でも起こつた。家族關係とジェンダー役割は文明化計劃の中心であつた。清末には中國そのものが文明化の對象となり、中國の改革派と外國の宣教師の手で纏足の解放や「小家庭」の提唱がなされた。共產黨は「男女平等」という文明化計劃のもと、女性を生産労働に動員した。一聯の文明化計劃において男性性と女性性は變化したが、異性愛結婚に基づく家族制度を推進するという點に變化はなかつた。終章では、家父長的家族を基盤とする國家を前提とした現在の公民性が明清期の臣民のあり方と變わらないことを指摘する。女性を隔離するというセックス／ジェンダー・システムが二〇世紀に入つて變化したにもかかわらず、女性の身體は一貫して生殖のためのものであり、そのことが問い直されることはなかつたのである。

二

明清以降の中國におけるジェンダーとセクシュアリティのパラドクスを本書は十分に説きあかした。本書で扱われる個々の事例はそれぞれ興味深いものだが、それらをつなぎ合わせて、有機的な構造を提示する力量は、著者をおいてほかにないであろう。本書の意義については、すでに原著、譯書に對して多くの書評が出ており、評者が改めて述べるまでもない。そこで、以下では評者が感じた問題點や疑問點を示すことにする。

序章で提示される光棍と閨秀の構圖はきわめて印象深い。しかし、女性の隔離をめぐって展開するポリテクスを理解するには、他の要素も考慮に入れる必要がある。すなわち、隔離された女性である閨秀と、隔離されない女性、閨秀を妻に迎えることのできる男性と、獨身のまま生涯を終える男性（光棍）である。このうち、隔離されない女性を妓女¹⁾、閨秀を妻に迎えることのできる男性を士大夫²⁾と光棍の對極に置いたのが下圖である。士大夫・閨秀と光棍・妓女は前者が良、後者が賤に對應する。すなわち、前者が單婚異性愛規範によって構成され、父系血統によって繼承される家族からなる世界（あるいは禮が適用される範圍）である。



家族制度が後繼者としての男性を重視したために性比の不均衡をきたし、大量の男性が家族制度からはじき出されることになった。逆にいうと、大量の男性をはじき出すことで、かろうじて家族制度は維持されてきたのである（そんな彼らに妻と土地を與えようとしたのが共産黨であつた）。光棍は社會秩序に對する脅威ではあつたが、彼らなくして社會秩序は維持できない。妓女も家族制度にとつては脅威であつたが、彼女たちは男性の性欲を家族制度の外部で引き受けることで家族制度を維持する存在であつた。

本書第二章にみえる王朝サイクルの論理を上圖に適用してみよう。盛世には良賤を分かつ線が右へ移動する。結婚市場の活性化によって低収入世帯の結婚率が上昇し、獨身男性が減少、治安が安定し、閨秀を隔離する規範が強まる。王朝交代期になると、この線が左へ移る。治安の悪化にともない、家族規範を支えた社會的經濟的基礎が失われ、家族の保護を失つた女性は強姦や暴行にさらされる。妓女に身を落とす女性が増え、結婚できない男性も増加する。大量の光棍は治安をさらに悪化させていく。このようにみると、ジェンダーと家族と社會秩序の間には密接な繋がりがあることが改めてわかる。だからこそ歴代の王朝はセックス／ジェンダー・システムの構築（＝女性の隔離）に意を注いだのである。

かように光棍はセックス／ジェンダー・システムで重要な位置を占めているが、本書では機能的役割に關する議論が多く、彼らの實態や男性性にはほとんど觸れられない。たとえば、本書一五六―一五七頁でロウイの「文」「武」の男性性論を取り上げ、文の原像は孔子で女性を近づけ、武の原像は關羽で女性を遠ざける

と紹介するが、それと光棍の關係は示されない。ロウイは武のモデルとして關羽に代表される「英雄」と武松に代表される「好漢」を擧げている。⁽³⁾光棍の男性性は後者に近いと考えられよう。彼らが女性を遠ざけたのは、女性が獨身男性のホモソーシャルな關係を破壊しかねないからであった。しかし、本書にも言及があるソマーが庶民の男性は男女雙方に性的な慰めと情愛を求めていると示唆するように⁽⁴⁾（一九三頁）、光棍たちも機會さえあれば女性と性的關係を持つとうとした。それゆえ光棍たちは仲間内では女性を遠ざけながら、社會にとつては女性の脅威となつたのである。

著者は二〇〇〇年に *The American Historical Review* 誌上で中國の男性性に關する特集を企劃している。その序文で、「中國研究者はいまだセクシュアリティ研究に對する持續的な興味を展開していない。それはヨーロッパと北米における男性と男性性の歴史研究の出發點となつてきたものである」と述べている。⁽⁵⁾それから十年餘り後の本書でも「男性の文化、あるいは男性性に關する歴史研究はあまりなされていない」と書かざるをえなかつた（一五六頁）。著者が意識的に男性や男性性に筆を割いたのは、まさにこのような問題意識を踏まえてのことである。ただ、男性や男性性に關する記述は、少數の研究に依據してなされており、決して十分とはいえない。本書の刊行が、日本で男性・男性性史への關心を高める契機となることを、評者は切に願う。

本書の特徴は、女性の隔離を核心として構築されたセックス／ジェンダー・システムをさまざまな角度から通時的に見通した點にある。本書が検討する範圍はきわめて廣いものの、たとえば中國近現代史の概説と比較してみれば、軍事、財政、外交などまだ

まだ觸れられていないテーマは多い。もつとも、本書は既存の（英語圏の）研究のうえに構想されたものであるから、これは著者の問題というよりは學界の問題である。

一方で、多岐にわたるテーマを一人で扱つたために、記述に精粗の差が生じている。ある特定のテーマについて最良の研究が参照されていないこともある。たとえば、スポーツについては、モリスの研究を引くべきだった。⁽⁶⁾引用間違ひとおぼしき箇所もある。本書一三五―一三六頁でギンペルの研究を引いて、二〇世紀初頭に女性たちが體育・スポーツに参加するようになったと述べるが、ギンペルが論じたのは、傳統中國で（男性が）女性性を定義する重要な場となつていた身體を、清末の女性がみずから定義しようとした軌跡である。⁽⁷⁾このほか、複雑な事象を單純化しすぎたところも見受けられる。實態はより複雑であつたことを示唆する記述があつてもよかつたと感じる。ここでは女性の自殺と辮髮について取り上げておこう。

第六章では女性の自殺を結婚との關係から考察し、明清期の女性が親の決める正式な結婚を守るために自殺したのに對して、民國期の女性はそのに抗議するために自殺したことが示される。しかし、一九二七―一九三七年の上海を對象とする侯艷興の研究は、女性の自殺の主たる原因が（上海市政府の分類によると）「口角糾紛」「家庭事故」であることを明らかにしている。⁽⁸⁾一九三三年の場合、自殺者一一〇二名のうち、口角糾紛六五一名、家庭事故二三四名に對し、婚姻問題五名、失戀九名、情死九名などとなっている。地域や時代によつて違いはあるが、「親の取り決める正式な結婚」は女性の自殺原因のほんの一部にすぎないことは留

意すべきであろう。また、同じデータによれば、一九三三年の男性の自殺者は九九四名で、主たる原因は經濟壓迫四二五名、口角糾紛二三九名となっている。男性の自殺者も少なくないこと、自殺の原因に明確な男女差があることがわかる。結婚をめぐる自殺は象徴的ではあるが、自殺をめぐる事情はより複雑であることを踏まえたうえで議論すべきであろう。また、民國期の女性が親の決める結婚に反対したのは事實であるが、一方で民國期には多くの烈女がいたことも忘れてはならない。⁽⁸⁾

辮髪と纏足は清代の男性性と女性性のキーワードとなっているが、辮髪に對する理解にやや違和感がある。たとえば、「辮髪を切ることは、帝政打倒の側に立つという明示的で取り消し不能な誓約であった」(一四六一―一四七頁)のような記述は、剪辮(辮髪を切ること)と革命を短絡的に結びつけているが、斷髪は革命派の專賣特權ではなく、立憲派をはじめ清朝のもとで近代化を圖ろうとする人々も剪辮を主張していた。⁽⁹⁾一九一〇年に南京で開催された第一回全國運動會で走高跳に参加した孫寶信が辮髪を引っかけたために失格となったことについて、著者はある中國人歴史家の「その瞬間、人民の心は憤慨に燃え、革命精神が沸き起こり、清朝が人々に強制してきた慣習を撲滅せんことを切望したのであった」という言葉を引いて、(進歩から)遅れた身體は遅れた政府と虚弱な國民を意味するのであり、辮髪と纏足という滿洲族の征服を示すジェンダー指標に速やかな終焉をもたらしたと主張している(一三六頁)。中國人歴史家とは『舊中國體育見聞』(人民體育出版社、一九八七年)の編者王振亞のことだが、王が依據したであろう『時報』一九一〇年一月二日の記事には革

命や清朝の強制を聯想させる言葉はない。著者がわざわざ引用したこの言葉は、實はなんら根據のない所感にすぎないのである。⁽¹⁰⁾じつさいのところ、辮髪は滿洲の習俗というよりは、近代化の障害としてとらえられていた。運動會を主催したYMCA體育主事エクスマーは運動會が参加者に愛國主義を涵養したと總括した。この愛國主義が清朝と對立するものでないことは、開會式に清朝の役人が出席していたことからわかる。モリスは*North China Herald*の記事やYMCA體育主事モランの報告で運動會が資政院と對比されていることを指摘し、社會學者エリアスがスポーツと議會政治との類似を論じていることに注意を促している。⁽¹¹⁾もちろんこれらは西洋人の見方であるが、ほぼミッションスクールに限られていた當時のスポーツと革命を結びつける根據はさらに乏しいといわざるをえない。⁽¹²⁾

譯者たちは正確に翻譯するだけでなく、原著の誤りも訂正し(たとえば先に觸れた第一回全國運動會の開催地を原著は「北京」としている)、譯書の價值を高めているが、翻譯に關して若干氣になったところを二か所だけ挙げておきたい。一つ目は第四章(一二五頁)で、義和團事件のために知識人エリート層が武術に不信任を抱くようになり、社會から武術が消滅したことが、運動競技やスポーツが導入される「都合の良い背景」になり、愛國心に燃える若者たちがたちまちスポーツに情熱を注ぐようになったと譯されている。しかし、原文の意味するところはそうではなく、義和團事件のために、清末には運動競技やスポーツを導入する土臺となるような身體文化に關する語彙や慣習が存在しなかったが、にもかかわらず競技スポーツが若者たちの心をとらえたというこ

とである。日本では尙武の文化がスポーツの受容を容易にしたが、中国ではまず身體を動かすことに對する忌避感を取り除くことが必要であった。⁽¹³⁾ 傳統的な武術はスポーツへの橋渡しとなることが期待されたのであり、じつさい、上海YMCAの體育主事たちは、武術を利用して中國人を引きつけようとしていた。⁽¹⁴⁾

二つ目は終章のインドと中國を女性問題から比較した箇所（二五二頁）で、「イギリスは女性問題を性急に論じようとした。それは、インド人男性の不關與によつて可能となり、また彼らの不關與ゆえに注目を集めた」とある。「不關與」の原語は *latitudes* である。植民地インドでは、インド人男性にとつてもイギリス人男性にとつても、インド人女性をどのように扱うかはきわめて重要な課題であつた。インド人男性はイギリス人男性から彼女たちを守ろうとし、イギリス人男性はインド人男性から彼女たちを守ろうとした。なぜなら、彼女たちとの關係がインド人、イギリス人それぞれの男性性を規定するからである。インド人女性是不關與どころか爭奪の對象だつたのであり、*latitudes* は文字通り失敗と譯すべきある（いうまでもなく、失敗かどうかを判斷するのはイギリス人である）。したがつて、この一節では、インド人男性が女性問題に關與しなかつたことと中國人男性が女性問題に積極的に取り組んだことが對比されているのではなく、インド人男性も中國人男性と同じように女性問題に取り組もうとしたが、植民地という條件ゆえにイギリス人男性の干渉を受けざるをえなかつたことを論じているのである。だからこそ「南アジアの男性たちが植民地支配において經驗した男性性への攻撃を、中國男性たちは免れたといえる」のだ。⁽¹⁵⁾

以上、いくつか問題点を指摘してきたが、本書の價值はそれを補つて餘りある。なによりも、中國史を考えるうえでジェンダーとセクシュアリティの問題がいかに重要であるかを説得的に提示し、セックス／ジェンダー・システムを軸に明清から現代にいたる歴史を通觀した點は、本書の大きな貢獻である。今後の英語圏の研究は本書を共通の基盤として形成されていくであらうから、日本のジェンダー史研究者にとつても必讀文獻となる。本書が扱わなかつた明清以前、あるいは中國以外の國と地域との比較も進んでいくであらう。譯者の努力にも敬意を表したい。評者は英語版を持っているが、つまみ読みしかしておらず、譯書が出たおかげで、はじめて本書の全貌に觸れることができた。最後に、ジェンダーに關心のない中國史研究者にこそ本書をぜひ手にとつて欲しいという希望を述べて本評を閉じる。

註

- (1) 著者がいうように、妓女も含めて女性にはほぼ全員が最終的には妻や妾などの形で家族制度に取り込まれるが、多くの光棍にはそのような可能性はなかつた。
- (2) いうまでもなく、人口の大多數を占める農民は士大夫でもなければ閥秀でもない。ここではあくまで理念型として提示する。
- (3) Kam Louie, *Theorising Chinese Masculinity: Society and Gender in China*, Cambridge University Press, 2002.
- (4) Susan Mann, "The Male Bond in Chinese History and Culture," *The American Historical Review*, vol. 105, no. 5,

December 2000.

- (5) Andrew Morris, *Marrow of the Nation: A History of Sport and Physical Culture in Republican China*, University of California Press, 2004.

- (6) たとえば、女性の断髪を「男性同胞と共に戦い學ぼうとする決意を表明するもの」(一六〇頁)と位置づけるが、ファッションとして実践した女性も少なくなかった(拙稿「一九二〇年代の中國における女性の断髪：議論・ファッション・革命」石川禎浩編『中國社會主義文化の研究』京都大學人文科學研究所、二〇一〇年)。

- (7) 侯艷興『上海女性自殺問題研究(1927-1937)』上海辭書出版社、二〇〇八年。

- (8) 須藤瑞代「民國初期の節婦烈女」辛亥革命百周年記念論集編集委員會編『總合研究辛亥革命』岩波書店、二〇一二年。

- (9) 吉澤誠一郎「清末剪辮論の一考察」『東洋史研究』五六卷二號、一九九七年、高嶋航「辮髪と軍服：清末の軍人と男性性の再構築」小濱正子編『ジェンダーの中國史』勉誠出版、二〇一五年。

- (10) このことからわかるように、『舊中國體育見聞』は學術書とはいえない書物で、現在の研究状況からすれば、ほとんど典據とする価値はない。著者はこの一節をSusan Brownell, *Training the Body for China: Sports in the Moral Order of the People's Republic*, University of Chicago Press, 1995 から孫引きしているが、ブラウネル自身は王が革命の主張をすべり

こませていることを認識していた。そもそもブラウネルの本は中華人民共和國のスポーツを扱っており、清末のスポーツについて知るのに最適の本とは言えない。

- (11) Andrew Morris, "To Make the Four Hundred Million Move": The Late Qing Dynasty Origins of Modern Chinese Sport and Physical Culture," *Comparative Studies in Society and History*, vol. 42, no. 4, October 2000.

- (12) ただし、體操は別である(拙稿「軍隊と社會のはざまで：日本・朝鮮・中國・フィリピンの學校教練」田中雅一編『軍隊の文化人類學』風響社、二〇一五年)。體操とスポーツの関係については拙稿「なぜ baseball は棒球と譯されたか：翻譯から見る近代中國スポーツ史」『京都大學文學部紀要』五五號、二〇一六年を参照。

- (13) 拙稿「東亞病夫」とスポーツ：コロナアル・マスキュリニティの視點から」石川禎浩、狹間直樹編『近代東アジアにおける翻譯概念の展開』京都大學人文科學研究所、二〇一三年。

- (14) 拙稿「なぜ baseball は棒球と譯されたか」註(81)を参照。
(15) インドにおけるコロナアル・マスキュリニティの議論を中國に應用したのが拙稿「東亞病夫」とスポーツ」である。

二〇一五年六月 東京 平凡社
A五判 三一六頁 二八〇〇圓十税